

港区分別収集計画 (第 10 期)

令和4年6月

目 次

1 計画策定の意義	1
2 基本的方向	1
3 計画期間	2
4 対象品目	2
5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
(法第8条第2項第1号)	
6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	2
(法第8条第2項第2号)	
7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該	3
容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	
(法第8条第2項第3号)	
8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準	4
適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に	
規定する主務省令で定める物の量の見込み	
(法第8条第2項第4号)	
9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物	5
ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務	
省令で定める物の量の見込みの算定方法	
10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
(法第8条第2項第5号)	
11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
(法第8条第2項第6号)	
12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

港 区 分 別 収 集 計 画

令和 4 年 6 月

1 計画策定の意義

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から、廃棄物の発生を抑制するとともに、限りある資源を循環させる循環型社会への転換は、わが国においても重要な課題となっています。区民、事業者、区が連携して、「廃棄物の発生抑制：リデュース」、「再使用：リユース」、「再生利用：リサイクル」の 3 R を進め、循環型社会の形成を図ることが求められています。

一方で、地球温暖化対策や海洋プラスチック問題が極めて重要な課題となっており、廃棄物の処理やリサイクルの分野においても、温室効果ガスや使い捨てプラスチックの削減を積極的に努めていく必要があります。

また、都心回帰や経済状況の変化に対応して適切な対策を講じ、長期的に環境負荷が少ない持続可能な社会を構築していく必要があります。

港区は、わが国の中心である都心部に位置し、居住者も多く事業活動も活発であることから、多量のごみが排出されています。区は全国に先駆けて家庭から出る全てのプラスチックの再資源化に取り組むなど、これまでも循環型社会の実現に向けて様々な取組を進めてきました。

今後についても、これまで以上に廃棄物の排出を抑制し、リサイクルを推進していく必要があります。とりわけ一般廃棄物の中でも生活に身近な容器包装廃棄物に関する 3 R の取組は極めて重要です。

本計画は、廃棄物の減量や資源の有効利用等循環型社会の形成を図るため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づき、容器包装廃棄物の分別収集及び地域における容器包装廃棄物の 3 R の推進について、区民・事業者とともに取り組む方針を示したものです。

2 基本的方向

区は、区民や事業者の 3 R の行動を促進するために必要な情報提供や普及啓発等に努めるとともに、排出者責任や拡大生産者責任の明確化に向けた取組の強化、区民・事業者・区の 3 者が協働した取組の充実を図ります。さらに現在資源回収している品目を可能な限り環境負荷の少ない形でリサイクルすると共に、資源化の技術動向

を常に注視し、リサイクルのあり方について検討していきます。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定します。

4 対象品目

本計画は、容器包装のうちスチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器包装、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

年度 区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	14,892	15,166	15,457	15,751	16,051

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

（1）3R関連の情報提供の充実

広報紙、ホームページ、パンフレット（分別ガイドブック等）、スマートフォン対応のごみ分別アプリ等を活用して、ごみの排出方法や事業系ごみの処理方法、各種リサイクル事業や見学会・イベント等に関する情報提供の充実を図ります。

（2）施設見学会・出前講座等の実施

区民・町会・自治会等を対象に、港資源化センター等のリサイクル関連施設の見学会を実施します。また、町会・自治会や自主グループの勉強会等に職員を派遣する出前講座等を実施します。

（3）イベントやキャンペーンを利用した3R推進

イベントの開催にあたっては、廃棄物の抑制とリサイクルに取り組めます。エコライフ・フェア、区民まつり等の各種イベント、

講習会において、参加者に対して環境配慮行動の取組を促します。

(4) 港区3R推進行動会議・自主的取組推進団体への支援

3Rを推進するために区民・事業者・区の3者で構成する「港区3R推進行動会議」及び3R推進事業への支援を継続し、区民団体・NPO・事業者・学生等と連携し、事業を拡大します。

また、自主的取組を推進する団体に対して、イベントの連携開催やパネル展による活動支援を行います。

(5) みなとエコショップ表彰制度の実施

小規模小売店を対象として、量り売りや簡易包装を推進して、ごみの減量・資源化に向けて積極的な取組をしている店舗をみなとエコショップとして認定・紹介し、さらに認定店の中からより優れた取組を行っている店舗をごみ減量優良エコショップとして表彰する「みなとエコショップ表彰制度」を実施します。

(6) プラスチック利用の削減に向けた事業の実施

環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録し、“プラスチックとの賢い付き合い方”について、区民や事業者主催のイベントへのリユース食器の貸出しや、清掃車に啓発のラッピング、持ちたくなるマイバッグの作成等を実施し、これらの取組みを内外に発信します。また、事業者に対しては、レジ袋の削減を引き続き要請します。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶	缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶	
主としてガラス製の容器		びん
無色ガラス製容器	無色びん	
茶色ガラス製容器	茶色びん	
その他ガラス製容器	その他色びん	

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		
主としてダンボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物
 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務
 省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

特定分別基準適合物等の年度別見込み量

（単位：t）

区分 \ 年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主として スチール製容器	279		284		289		295		300	
主としてアルミ製容器	417		425		433		441		449	
無色の ガラス製容器	1,196		1,218		1,242		1,265		1,289	
	引渡 量	独自 処理 量 1,196	引渡 量	独自 処理 量 1,218	引渡 量	独自 処理 量 1,242	引渡 量	独自 処理 量 1,265	引渡 量	独自 処理 量 1,289
茶色の ガラス製容器	606		617		629		641		653	
	引渡 量	独自 処理 量 606	引渡 量	独自 処理 量 617	引渡 量	独自 処理 量 629	引渡 量	独自 処理 量 641	引渡 量	独自 処理 量 653
その他の ガラス製容器	2,016		2,054		2,093		2,133		2,173	
	引渡 量 1,945	独自 処理 量 71	引渡 量 1,981	独自 処理 量 73	引渡 量 2,019	独自 処理 量 74	引渡 量 2,057	独自 処理 量 76	引渡 量 2,096	独自 処理 量 77
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	—		—		—		—		—	

主として 段ボール製の容器	4,077		4,152		4,232		4,312		4,394	
主として 紙製の容器包装であつて 上記以外のもの	—		—		—		—		—	
	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量	引渡 量	独自 処理 量
主としてポリエチレン テレフタレート（PET） 製の容器であつて飲料 又はしょうゆその他主 務大臣が定める商品を 充てんするためのもの	1,379		1,405		1,431		1,459		1,487	
	引渡 量	独自 処理 量 1,379	引渡 量	独自 処理 量 1,405	引渡 量	独自 処理 量 1,431	引渡 量	独自 処理 量 1,459	引渡 量	独自 処理 量 1,487
主としてプラスチック 製の容器包装であつて 上記以外のもの	2,232		2,273		2,316		2,360		2,406	
	引渡 量 1,615	独自 処理 量 617	引渡 量 1,645	独自 処理 量 628	引渡 量 1,676	独自 処理 量 640	引渡 量 1,708	独自 処理 量 652	引渡 量 1,741	独自 処理 量 665

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6
項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績（引渡）×人口変動率

なお、人口変動率は、「港区人口推計」（令和4年3月 港区政策
創造研究所）における推計結果を用いて設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
260,035人 （対前年度比）	264,813人 （対前年度比）	269,894人 （対前年度比）	275,044人 （対前年度比）	280,282人 （対前年度比）
1.11%	1.84%	1.92%	1.91%	1.90%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 （法第8条第2項第5号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール缶	缶	区による回収（週１回） 区民団体等による集団回収	区（運営委託） 民間業者
	アルミ缶			
びん	無色びん	びん	区による回収（週１回）	区（運営委託）
	茶色びん			
	その他色びん			
古紙	紙パック	紙パック	区による回収（週１回） 区によるスーパー等での 拠点回収（段ボール除く） 区民団体等による集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール		
	その他紙製容器包装	—————	—————	—————
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	区による回収（週１回）	区（運営委託）
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	区による回収（週１回）	区（運営委託）

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項
（法第８条２項第６号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール缶	缶	プラスチック コンテナ又は 袋	平ボディー車 （２ｔ）	港資源化センター
	アルミ缶				

びん	無色びん	びん	プラスチック コンテナ又は 袋	平ボディー車 (2t)	港資源化センタ ー
	茶色びん				
	その他色びん				
古紙	紙パック	紙パック	回収ボックス 又は紐結束		
	段ボール	段ボール	紐結束		
	その他紙製容器包装	—————	—————	—————	—————
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	袋等	パッカー車等 (2t)	港資源化センタ ー
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	袋等	パッカー車 (2t)	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 分別排出の徹底

- ① 集積所における排出指導、適正排出の協力要請を行い、転入者、外国人に対しては、住宅管理会社等とも連携し、分別ルール の周知徹底を図ります。
- ② ごみの適正な分別や減量に取り組み、効果をあげている集積所や集合住宅のごみ保管場所を優良集積所として表彰し、広報誌や区のホームページでその取組を紹介します。
- ③ 区内事業者向けの適正処理ガイドブックを作成、配布するとともに、店舗や事業者ごとに取組可能な廃棄物の再資源化について適切な指導や助言を行います。

(2) 資源回収の拡大

- ① 少量排出事業者の資源リサイクルを円滑に進めるため、リサイクルシステムへの支援を行います。
- ② 小型家電の拠点回収により、有用金属の資源化に努めます。
- ③ 不燃・粗大ごみ中から金属製品や蛍光灯等をピックアップし、再資源化を促進します。
- ④ 「集団回収」の実践団体に支給する報奨金を増額し、古紙価格変動に応じて回収業者へ助成金を支給することで、制度の維持及び拡大を図ります。

(3) 拡大生産者責任の強化

事業者、業界団体に対して、生産・流通・販売時の量り売りの

推進、包装材等の発生抑制、再生品の利用や資源化しやすい材料の利用について、働きかけを行います。

(4) 区における環境配慮行動の実践

区では、港区環境基本計画に基づき、全ての区有施設、部署でエネルギー使用量の削減、用紙使用量の削減、リサイクル製品の購入等に取り組んでいます。今後も分別の徹底や生ごみの堆肥化等、区内の事業者の模範となるべく、率先した環境配慮行動を実践します。